

### 3年度市民税・県民税の申告期限を延長します

3年度市民税・県民税の申告期限を4月15日(木)まで延長します。会場は市民税課(第2庁舎3階)窓口などです。会場について詳しくは、市ホームページをご覧ください。市民税課へ。

### AIチャットボットを開始します

3月1日より、市民の皆さんからよくある問い合わせや各種証明書の申請手続きについて、市の公式ホームページなどからAI(人工知能)がチャット(対話)形式で自動で回答する案内サービスを開始しました。Web上で365日24時間いつでも利用可能です。回答できる行政サービスの手続きなど詳しくは、市ホームページをご覧ください。情報政策課(☎537-5606)へ。

### 宝くじの助成金で整備しました

地域のコミュニティ活動の活性化を図るため、宝くじの助成金で備品を購入しました。

- 芦崎町内会の公民館に会議用テーブル等
- 入蔵自治区の公民館に会議用テーブル等

☎ 市民協働推進課(☎537-7251)

### 運転免許を保有していない人は65歳から長寿応援バス事業が利用できます

この事業は、市が発行する乗車証をバス乗務員に提示することで、市内の路線バスが、1乗車150円で乗車できるものです。3年度から対象年齢が67歳以上(昭和30年4月1日以前生)になりますが、運転免許を保有していない人は、65歳から対象となります。

- 申請に必要なもの:身分証明書、顔写真(縦3cm×横2.5cm)、印鑑、お持ちの人は「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」
- 申請受付開始日:65歳の誕生日の前月15日
- 申請場所:長寿福祉課(本庁舎1階)、東部・西部保健福祉センター、各支所、本神崎・一尺屋連絡所

☎ 長寿福祉課(☎537-5747)

### 下水道使用料も免除措置の対象です

市報3月1日号と配布した「おおいたの水道・下水道」で新型コロナウイルス感染症に伴う水道料金の免除措置をお知らせしましたが、下水道使用料も対象とし、申請も3月末まで受け付けします。

☎ 上下水道局営業課(☎538-1211)

### 3年度の市税に関する証明書の発行開始日をお知らせします

- 所得証明書、市民税・県民税課税証明書:●市・県民税を特別徴収により納付している人(市・県民税の全額を勤務先の給与から天引きにより納付している人)…5月18日(火)
- 市・県民税を普通徴収により納付している人(市・県民税の一部または全額を納付書や口座振替で納付している人)、市・県民税を年金から天引きにより納付している人、親族の扶養になっている人…6月11日(金)

※6月11日(金)から窓口が混雑しますので、余裕を持って来庁してください。なお、発行開始日は変更する場合があります。また、新型コロナウイルス感染症等拡大防止のため申告期限が延長されたことにより、申告内容が証明書に反映できていない場合がありますのでご注意ください。

- 資産関係証明書:記載事項(評価)証明、記載事項(公課)証明、無資産証明、名寄帳など…4月1日(木)
- 場所:税制課(第2庁舎3階)、税証明窓口(本庁舎1階①番窓口)、東部・西部資産税事務所、各支所、各連絡所

☎ 税制課(☎537-5673)

### はり、きゅう、あんまなどの助成制度の申請を受け付けます

市指定の施術所で、はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧を受ける場合、利用者証を提示すれば1回につき1,100円の助成が受けられます。

- 対象:65歳以上
- 利用回数:年度内30回(1日1回限り)
- 申請に必要なもの:申請者本人の印鑑、身分証明書(運転免許証など)
- 申請窓口:3月15日(月)から長寿福祉課(本庁舎1階)、東部・西部保健福祉センター、各支所、本神崎・一尺屋連絡所

☎ 長寿福祉課(☎537-5747)

## 01 お知らせ

### 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた中小企業者・小規模事業者等の事業所等に係る家賃の一部を支援します

- 対象:以下の①～④の全てに該当する中小企業者など ①市内に事業所などがあること ②2年11月から3年2月のいずれかの月の売上げが前年同月比で50%以上減少していること ③事業所等を賃貸借契約等に基づき賃借していること ④3年1月31日以前から対象事業所等において事業を営んでいること
- 支給額:月額家賃相当額の5分の4で算出された額の3倍(最大24万円)
- その他:申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。コールセンター(☎0120-933-037)へ。

☎ 商工労政課(☎585-6011)

### 3年度固定資産税(土地・家屋)価格等縦覧帳簿をお見せします

自己の所有する固定資産の価格を、他の土地や家屋の価格と比較することができます。

- 期間:4月1日(木)～30日(金)(土・日曜日、祝日を除く)
- 時間:午前8時30分～午後5時15分
- 場所:資産税課(第2庁舎3階)、東部・西部資産税事務所
- 縦覧できる人:固定資産税の納税者、代理人、納税管理人、相続人
- 縦覧に必要なもの:本人確認ができる運転免許証やマイナンバーカードなど
- その他:この期間に限り、名寄帳兼課税台帳の閲覧が無料となります。また、3年度納税通知書は4月8日(木)に発送予定です。詳しくは、資産税課(☎537-5610)へ。

### 無料人権相談を行います

- 日時:4月7日(水) 午前10時～正午、午後1時～3時
- 相談内容:人権問題について
- 相談員:人権擁護委員
- 場所・☎ 人権啓発センター(ヒューレおおいた)(J:COM ホルトホール 大分1階 ☎576-7593)

### 自転車等は駐輪場へ

### お知らせ 自転車等放置禁止区域を新たに指定します

現在市では、歩行者の安全と市民の快適な生活環境の確保のため、「大分市自転車等の放置の防止等に関する条例」に基づき、中心市街地の一部を自転車等放置禁止区域に指定しています。新たに4月1日から府内町の東側と金池町の一部のエリアについても禁止区域に指定します。禁止区域では、自転車等が指導(警告札貼付)後3時間以上放置されているときは撤去することがあります。また、撤去された自転車等の引き取りには、自転車は1,050円、原動機付自転車は2,100円の保管料の納付が必要となります。自転車や原付は駐輪場を利用してください。



### ◎「大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行について

**(自転車利用時の安全上の措置) 4月1日施行**  
 自転車利用者は、反射材や乗車用ヘルメットなど、交通事故の被害を軽減するための器具の使用が努力義務になります。特に、自転車を利用して通学する小学生・中学生・高校生は、乗車用ヘルメットの着用が努力義務になります。

**(自転車損害賠償責任保険等への加入) 6月1日施行**  
 自転車保険への加入が義務になります。加入の対象は、自転車利用者、保護者(未成年者が自転車を利用する場合)、事業者(事業活動で自転車を利用する場合)、自転車貸付事業者です。また、自転車保険には、自転車向け保険や各種共済、団体保険などの種類があります。ご自身が保険に加入しているか確認しましょう。

☎ 都市交通対策課 ☎537-5690

### 知っていますか?子ども食堂

### お知らせ 市内の子ども食堂についてお知らせします

近年、子どもを取り巻く環境が多様化する中、一人で食事をすることや、夜遅くまで一人で過ごす子どもが増えています。このような中、食事の提供や、放課後などに気軽に立ち寄ることができる場を提供する子どもの居場所づくり(子ども食堂等)が全国的に広がっています。本市においても20を超える子ども食堂が開設されています。対象や活動内容などは各子ども食堂で異なりますので、利用については、各子ども食堂に直接お問い合わせください。なお、市では子ども食堂の新規開設や運営についての支援制度があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。子育て支援課へ。



市内の子ども食堂一覧はこちらから▶  
 ((福)大分県社会福祉協議会のホームページ)

☎ 子育て支援課 ☎537-5619

### 特別展「MINIATURE LIFE展 2田中達也 見立ての世界」

### イベント 繊細な作品を見ませんか

ミニチュア写真家・見立て作家の田中達也は日常を取り巻くさまざまなモノとミニチュア人形をユニークなセンスで組み合わせ、小さく不思議なアートを生み出しています。本展では、よりすぐりの写真や実物ミニチュア約170点を紹介します。



《お菓子な虹》2019年 ©Tatsuya Tanaka

- 会期: 4月16日(金)～7月11日(日)
- 開館時間: 午前10時～午後6時(入館は午後5時30分まで)
- 休館日: 4月19日(月)・26日(月)、5月10日(月)・17日(月)・24日(月)・31日(月)、6月14日(月)・21日(月)・28日(月)
- 観覧料: 一般…1,200円(前売・団体1,000円)、高校生・大学生…900円(前売・団体700円)、中学生以下および、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳提示者とその介護者1人は無料

※小学生以下は保護者(高校生以上)同伴  
 ※同伴者は保護者1人につき4人まで  
 ※前売券は4月15日(木)までOAB shop、市美術館などで販売。団体は20人以上。また、「大分市美術館年間パスポート」利用可。

☎ 市美術館 ☎554-5800